

# 稲作農業

日本標準産業分類 [0111]、帝国データバンク産業分類 [01101]

## 業種のポイント

**業種の定義** 日本の主食である米を生産する営農類型を稲作という。一部の地域では畑で栽培する陸稲もわずかにみられるが、稲作といえば水田に植える水稻の栽培を指すと考えてよい。

**市場のトレンド** 生産調整から生産者の自主的な取組みや流通の自由化を重視する方向へ政策転換が進んでいるが、日本人の食文化の変化による米の消費量の減少等に伴い作付面積、収穫量ともに長期減少傾向にある。さらに、国内消費も一貫して減少しており、人口減少と高齢化が進行するなか、いっそうの市場縮小が懸念される。一方、海外においては日本食ブームもあり、日本の米は海外で高い評価を得ていることから、年々輸出数量は伸びており、増加傾向にある。

**商流** 米については市場取引ではなく、相対取引が主体となっており、農協に出荷（委託販売）するケースが一般的で、農協から卸売業者や小売店・スーパーマーケット等に流通する。近年では、米流通の自由化進展により、生産者が卸業者等へ直接販売したり、直売所やインターネットで販売するケースも増えている。

## I 業種の理解

### 1 業種の特徴

#### (1) 沿革

日本の気候は稲作によくあい、江戸時代の干拓から第二次世界大戦後の農地改革による農業者の生産意欲の向上や機械化の進展、栽培技術の向上による労働生産性の大幅な向上により発展してきた。しかし、1970年代からは、生産性の向上による単位収量の増加、食生活の変化による米離れ等により、米の生産が需要を大幅に上回るようになったため、生産調整が実施され、米の生産・流通・価格に政府が強く関与してきた。

2010年度からは、戸別所得補償モデル事業（11年度からは「農業者戸別所得補償制度」、13年度からは「経営所得安定対策」に変更）が導入された。もっとも、同事業の「米の直接支払交付金」を活用するためには、国が定める生産数量目標に即して生産する必要があるものの、同交付金を活

用しない場合は同目標に制約されずに米を生産することができた。なお、生産調整の一環として行われてきた麦・大豆などのいわゆる「転作作物」への助成も、10年度から生産調整とは切り離された。

近年は生産者の自主的な取組みや流通の自由化を重視する方向へ政策転換が進んでおり、17年の「米穀の需給及び価格の安定に関する基本方針」において、18年産以降は行政による都道府県別の生産数量目標等の配分は行わないこととされ、それに伴い「米の直接支払交付金」も廃止された。今後は、国が策定する米穀の需給見通し等の情報をふまえて、生産者や集荷業者・団体が参加する民間組織「全国農業再生推進機構」を中心に、産地と実需者のマッチングが行われ、各産地が主体的に需給調整を行う仕組みとなった。

#### (2) 業種の特性

稲作経営の特性としては、計画的な規模拡大の困難性があげられる。一般的な製造業と異なり、

図表1 農業産出額

(単位：億円、%)

区分	1990年	2000	10	17	18	19	20	21	(構成比)
農業総産出額	114,927	91,295	81,214	92,742	90,558	88,938	89,333	88,384	(100.0)
耕種	82,952	66,026	55,127	59,605	57,815	56,300	56,525	53,787	(60.9)
米	31,959	23,210	15,517	17,357	17,416	17,426	16,433	13,699	(15.5)
畜産	31,303	24,596	25,525	32,522	32,129	32,107	32,372	34,048	(38.5)

(資料) 農林水産省「令和3年生産農業所得統計」(ウェブサイト)

図表2 米産出額の上位県(2021年)

(単位：億円、%)

	産出額	全国シェア
1 新潟県	1,252	9.1
2 北海道	1,041	7.6
3 秋田県	876	6.4
4 山形県	701	5.1
5 宮城県	634	4.6
6 茨城県	596	4.3
7 福島県	574	4.2
8 千葉県	466	3.4
9 岩手県	460	3.3
10 栃木県	453	3.3

(資料) 農林水産省「令和3年生産農業所得統計」(ウェブサイト)より筆者作成。

生産能力を規定する主な生産設備が土地(水田)であるため、取得あるいは賃借などによって土地を確保しようにも、なかなか意向に沿って進まないことが多い。

流通面では、農協に出荷(販売委託)するケースが多いが、直接販売に取り組む経営も増えており、直売所やインターネット販売は増加傾向にある。また最近では、海外へ輸出するケースも増加している。

## 2 市場規模

農林水産省「令和4年農業構造動態調査」によると、2022年における総農業経営体数は97.5万戸(前年比5.4%減)、販売目的の水稻を作付けしている農業経営体数は42.9万戸であり、総農業経営体数の44%を占めている。なお、農林水産省「農林業センサス2020」から営農類型別基幹的農業従事者の年齢構成をみると、稲作における高齢化率(65歳以上比率)は、1995年の51%から2020年には74%に上昇し、全体平均の70%を上回っている。

「生産農業所得統計」によると米の産出額は長期低下傾向にあり、05年から2兆円を下回って減少を続けていたが、12年は増加し2兆円を回復した。これは、東日本大震災に伴う米の家庭内備蓄の増加等により需給がタイトであったことや米の

概算金が引き上げられたことで米価が上昇したことが要因である。13年以降は、米需要の縮小や農作による在庫過剰等により米価が下落したことで再び減少に転じていたが、飼料用米施策の推進により主食用から飼料用への転換が進み、米価が上昇したこともあり、16、17年と連続して前年比で増加した。その後、19年まで1兆7,000億円台で推移してきたが、それでも1984年のピーク時と比べ約4割の水準である。

2021年は1兆3,699億円と前年から17%減少したが、これは新型コロナウイルス感染症拡大の影響で業務用需要が減少したことで供給過剰になり、米価が下落したためである(図表1参照)。

## 3 地域的特徴

米は全国各地でつくられているが、地域別では東北の産出額が最も大きく、次いで関東・東山、北陸と続き、東高西低の傾向にある。県別でも新潟県が最も大きく、北海道、秋田県など東日本の県が上位を占めている(図表2参照)。

## II 業界の動向

### 1 需給動向

#### (1) 作付面積・収穫量

米の作付面積は、生産調整の拡大や日本人の食文化の変化による米の消費量の減少等に伴い主食用米の作付面積は減少傾向にあるが、近年は、米粉用米や飼料用米などの新規需要米の作付面積が増加していることから、米の総作付面積は140万ha台で推移している。

なお、国による米の生産調整目標が廃止された2018年には、17年産の主食用米の米価が安定して高かった影響から、新潟や秋田といった産地で米粉用米や飼料用米から主食用米に切り替える動きが目立ち、作付面積が微増した。

米の収穫量も作付面積の減少に伴い減少傾向にあり、22年は720万トン台となっている(図表3

図表3 水稻の作付面積・収穫量の推移

(単位：千ha、千トン、kg/10a)

区分	1990年	2000	10	17	18	19	20	21	22
作付面積	2,106	1,780	1,625	1,465	1,470	1,469	1,462	1,404	1,355
収穫量	10,724	9,159	8,478	7,822	7,780	7,762	7,763	7,564	7,269
10a当りの収穫量	509	515	522	534	529	528	531	539	536

(資料) 農林水産省「令和3年産作物統計」(ウェブサイト)より筆者作成。

図表4 水稻の地域別の作付面積・収穫量(2021年産)

(単位：ha、トン、kg/10a)

全 国 農業地域	作付面積	収穫量	10a当りの 収穫量	10a当り平 年収穫量
全 国	1,403,000	7,563,000	539	535
北 海 道	96,100	573,700	597	552
東 北	363,000	2,110,000	581	568
北 陸	201,800	1,072,000	531	540
関東・東山	253,100	1,380,000	545	538
東 海	89,600	441,700	493	502
近 畿	99,300	499,700	503	508
中 国	98,800	511,000	517	519
四 国	45,900	221,400	482	482
九 州	155,100	752,000	485	501
沖 縄	666	2,160	325	309

(資料) 農林水産省「令和3年産作物統計」(ウェブサイト)

参照)。

21年産の主食用米の収穫量は、地域別にみると、作付面積が大きい東北、関東・東山、北陸の順となり、東日本での収穫量が多い(図表4参照)。

## (2) 国内消費仕向量(消費量)

米の国内消費仕向量は長期減少傾向にあり、2012年度には900万トンを下回り、20年度には800万トンを下回った。また、米の1人当り消費量(供給純食料)は食生活の欧米化や多様化を背景に、1962年度のピーク時からほぼ一貫して減少しており、2020年度は50.7kgとピーク時の半分を割り込むまでに減少している。米の総需要量も年々減少傾向にあり、日本が人口減少社会に入り、かつ高齢化が進行することを考えると、今後、いっそうの消費量減少が懸念される(図表5参照)。

## (3) 価格動向

相対取引価格(出荷団体および出荷業者間の取引価格)は消費の減少などから中長期的に下落傾向にある。

2014年産は、過去2年の豊作による在庫過剰のなか、作況指数が「101」となったことを受け、9月には1万2,481円/60kg(前年同月比83.9%)と大きく値を下げた。15年産からは、米の作付面

積が生産数量目標を下回り、超過作付面積が解消され、米価は上昇に転じた。また、16年産からは、主食用米から飼料用米への転換が進み、業務用米の需要も高まったことから需給が引き締まって推移した。19年産は、18年産に続き2年連続での不作だったが、不作で需給が均衡している状況もあり、米価は18年産並みを維持した。20年産は、需要減少に見合った作付面積の削減が進まなかったことや新型コロナウイルス感染症拡大の影響により業務用米需要が低迷したこと等から民間在庫量が増加し、米価は下落した(図表6参照)。

## 2 海外展開

輸入義務のあるミニマムアクセス米については、1995年から輸入が開始され、国家貿易のもと、2000年からは毎年約77万トンを入力しており、基本的に政府が全量買い取り、加工用等に販売している。また、18年にはTPP11が発効し、新たにオーストラリアに対してSBS枠が設けられ、13年目以降8,400トンの輸入が行われることとなる。

輸出については、海外における日本食ブームもあり、日本の米は海外で高い評価を得ていることから、年々輸出数量は伸びている。特に香港、シンガポール、台湾等の東アジア地域における経済発展を背景に富裕層が増加し、日本食も普及し定着しつつあることから同地域に対する日本米の輸出が増加傾向にある。17年には農林水産省から「コメ海外市場拡大戦略プロジェクト構想」が公表され、戦略的に輸出に取り組む関係者を特定し、それらが連携した個別具体的な取組みを強力に後押しすることとされており、今後も輸出拡大に向けた支援が続くものと見込まれる。

## 3 課題と展望

戦後、食糧管理制度のもとで政府による生産・流通・価格の管理・統制が行われてきたが、その後、生産者の自主的な取組みや流通の自由化を重視する方向へ政策転換が進んできた。

2005年10月に決定された「経営所得安定対策等

図表5 国内消費仕向量等の推移

(単位：千トン、%、kg)

年 度	国内消費 仕向量	国内消費仕向量の内訳						1人当り 供給純食料
		飼料用	種子用	加工用	減耗量	歩留り	純食料	
1990	10,484	13	72	650	195	90.6	8,656	70.0
2000	9,790	11	56	489	185	90.6	8,198	64.6
10	9,018	71	42	322	172	90.6	7,620	59.5
16	8,644	507	43	321	155	90.6	6,902	54.4
17	8,616	501	42	345	155	90.6	6,861	54.1
18	8,443	431	39	309	153	90.6	6,770	53.5
19	8,300	393	38	279	152	90.6	6,716	53.2
20	7,857	384	30	231	144	90.6	6,404	50.7

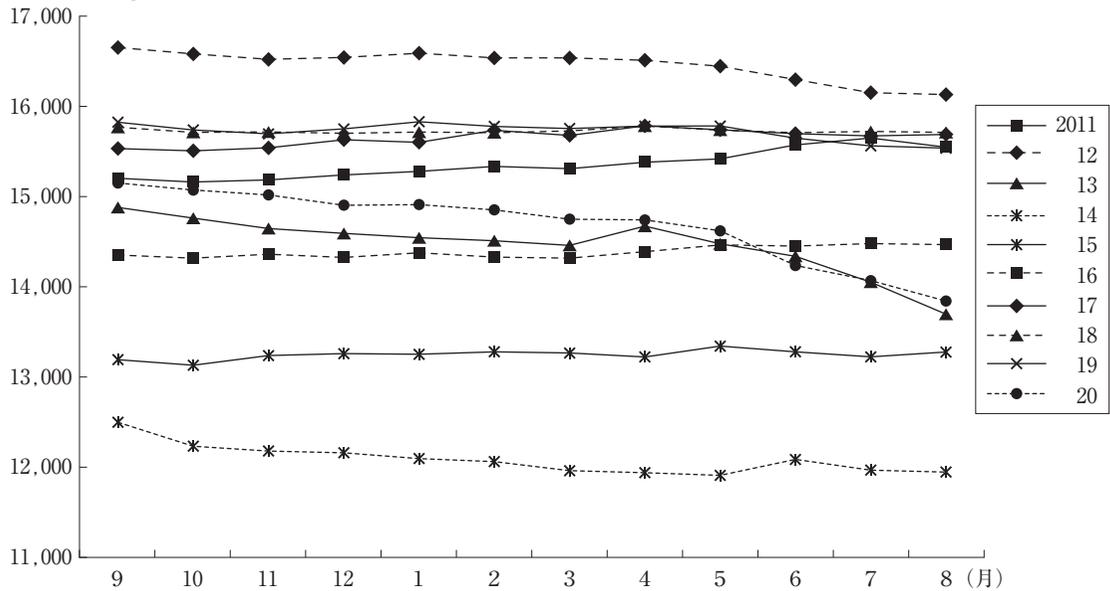
(注) 2020年度は概算値。

(資料) 農林水産省「令和2年度食料需給表」(ウェブサイト)

図表6 年産別米価の月次推移

(円/玄米60kg、税込み)

全銘柄平均価格



(注) 1. 価格には運賃、包装代、消費税相当額が含まれている。

2. 産地銘柄ごとの価格を前年産検査数量ウェイトで加重平均した価格である。

(資料) 農林水産省「米の相対取引価格(速報)」(ウェブサイト)

大綱」に基づき、07年度にそれまでの品目別対策から担い手の経営全体に着目した「品目横断的経営安定対策」(後に「水田・畑作経営所得安定対策」に名称変更)が導入された。10年度からは新たに「戸別所得補償モデル対策」(11年度からは「農業者戸別所得補償制度」と名称変更)が導入され、13年度以降は「経営所得安定対策」として見直しが行われた。さらに17年6月、改正農業保険法(旧農業災害補償法)が成立し、19年1月から農業保険制度が開始された。経営所得安定対策の概要については、以下のとおりである。

#### (1) 水田活用の直接支払交付金

水田で麦・大豆・飼料用米・米粉用米等の作物を生産する農業者に対して交付金を直接交付することにより、水田のフル活用を推進し、食料自給率・自給力の向上を図る。戦略作物助成、産地交付金、水田リノベーション助成、水田農業高収益化推進助成、都道府県連携型助成からなる。

(例) 戦略作物助成

- ・麦、大豆、飼料作物 35,000円/10 a
- ・WCS用稲 80,000円/10 a
- ・加工用米 20,000円/10 a
- ・飼料用米、米粉用米 55,000～105,000円/10 a

## (2) 米・畑作物の収入減少影響緩和対策（ナラシ対策）

米・畑作物の収入減少影響緩和対策については、収入減少による農業経営への影響を緩和し、安定的な農業経営ができるよう、当年産の販売収入の合計が標準的収入を下回った場合に、その差額の9割を、国からの交付金と農業者が積み立てた積立金で補填する。国からの交付金は、農業者が積み立てた積立金の3倍の額が上限となり、補填後の積立金の残額は翌年度に繰り越される。

## (3) 収入保険制度

2019年1月から始まった収入保険は、自然災害や農産物の価格低下だけでなく、農業者の経営努力では避けられない収入減少を補償する保険である。保険期間の収入が基準収入の9割を下回った場合に、下回った額の9割を上限に補填する。対象者は、青色申告を行っている農業者で、品目の限定は、基本的にない。窓口は、地域の農業共済組合が担当する。

## (4) 米政策の見直し

2018年産から行政による生産数量目標の配分に

頼らずとも、国が策定する需給見通し等をふまえてつづつ生産者や集荷業者・団体が中心となって円滑に需要に応じた生産が行える状況になるよう、米政策の見直しが行われた。

### III 業務内容・特性

#### 1 作業体系

温暖な地域では、麦作と組み合わせた二毛作（同じ圃場で年2回栽培）も可能だが、通常は1年1作である。発芽から収穫までの期間は品種や気候などによって異なるが、120～180日程度で、田植えと収穫調整の時期に労働が集中することが特徴である（図表7参照）。

水稻栽培で使用する主な作業機械は図表8のとおりである。近年は耕起・整地、防除、施肥の各段階でGPS情報を農機に取り込んだり、ドローンで栽培管理を行うなど、スマート農業への取り組みも始まっている。稲作は農業分野のなかでも機械化が進んでおり、少人数での作業が可能な一方、必要となる機械が多い。

図表7 稲の一生と主な作業

育苗期		分けつ期				幼穂発育期			登熟期				
		栄養成長期							生殖成長期				
育苗の準備	種まき 本田の準備	移植 (田植え)	除草	追肥 (分けつ前)	病害虫駆除	中干し	追肥 (穂肥)	病害虫駆除	追肥 (穂肥)	追肥 (実肥)	病害虫駆除	落水	収穫

(資料) 筆者作成。

図表8 主な作業機械

作業	機械	作業	機械
種子準備	脱芒機	田植え	乗用田植機
育苗	自動催芽器 床土入れ機 育苗用播種機 全自動施肥播種機 育苗器 苗箱洗浄機	施肥(追肥)	散粒機 乗用管理機 肥料散布機 ドローン
耕耘	トラクタ ロータリ	除草剤散布	散粒機
あぜ塗り	あぜ塗り機	病虫害防除	散粉機 ブームスプレヤ 無人ヘリコプター ドローン
施肥	ブロードキャスター	収穫	自脱型コンバイン 汎用コンバイン 運搬車
代かき	代かきハロー	乾燥・調整	循環型乾燥機 糶摺り機

(資料) 筆者作成。

## 2 流通経路

2004年4月に施行された改正食糧法によって、政府により備蓄米として売買される「政府米」とその他の「民間流通米」の区分のみとなった。また、流通業者についても従来の流通段階別の登録制を廃止し、生産者は届出さえすれば自由に米の販売ができるようになった。このように流通に関する制約がなくなったため、米の流通において多様な流通経路が展開されるようになった。なお、米については市場取引ではなく、相対取引が主体となっている。

## IV 業種分析のポイント

### 1 取引形態と条件

#### (1) 稲作経営を取り巻く環境の変化

稲作は国の政策の影響を強く受ける業種である。従来、米は生産、流通、価格の面において政府が管理、統制を行っていたが、1970年代から生じた過剰米への対策、消費者ニーズや市場を重視する観点等から、段階的に規制緩和、自由化が進んできた。特に、近年は生産者の自主的な取組みや流通の自由化を重視する方向へ政策転換が急速に進んできている。そのため、今後の政策動向を注視するとともに、経営者との対話を通じて政策に対する考え方や経営の方向性を確認する必要がある。

なお、ナラシ対策や収入保険に加入することで、米価下落による影響を軽減できるため、それらに加入しているか、加入していない場合は、米価が下落した場合の対応策について確認する。

#### (2) 出荷形態

農協に出荷（委託販売）している場合、県単位で全農県本部、経済連が決定した概算金を農協等の集荷業者が生産者の出荷の際に仮渡金として支払い、販売の見通しが立った時点で、販売見込額から経費・概算金を除いた額を生産者に追加払いしている。通常、完売には1年程度を要するため、最終精算は翌年以降にずれ込むことが多い。

また、米流通の自由化進展により、近年は卸業者等へ直接販売する生産者も増えている。中間経路の省略による流通経費削減により、農協へ出荷するよりも高い価格で出荷しているケースが多く、通常は出荷後1週間程度で現金決済される。

## 2 資金需要

### (1) 運転資金

稲作経営の場合、収入は秋の収穫時のみであり、春先から出来秋の間のタイムラグが生じるため、種苗代、農薬・肥料代、人件費等の短期運転資金が必要となる。これらの運転資金は通常、自己資金のほか、農協から購入未払金や営農貸越等により調達し、出来秋以降の米販売代金の入金後に決済または返済されるのが一般的である。

また、米を農協出荷ではなく、卸売業者等に直接販売し、一定量の在庫を抱える場合は、在庫に見合った運転資金の調達が必要となる。

### (2) 長期資金

稲作経営では多くの機械を必要とし、これらの機械を格納する農舎や育苗施設（ハウス等）なども必要となる装置産業に当たる。また、なかには大型のコンバインや無人ヘリコプターなど、1,000万円以上する機械もある。これらに加えて、自前の乾燥調製施設を建設する場合、数千万円単位の設備投資が必要なこともある。これらの機械・施設を導入するにあたっては、自己資金での対応や国・県の補助事業を活用するほか、借入れにより必要資金を調達するケースが多い。

さらに、水田を購入する場合には、水田は減価償却できない資産のため、長期の借入れを要するケースが多い。

## 3 経営・事業計画の見方

### (1) 経営体力

経営実態を把握し、収益力に優れている場合はその要因を、経営不振の場合はその原因を究明する。稲作経営では、経営規模に見合った収支状況となっているか、収益性が伴っているかの確認が重要である。また、経営規模、圃場分散状況、設備保有状況、労働力、販売先、販売単価等の経営実態を把握する。さらに、赤字が連続したり、債務過多になったりしていないかどうか確認する。

### (2) 投資計画の妥当性

現状の経営からみて、投資の必要性の有無を確認する。具体的には、事業実施による経営改善効果およびその現実性を検証し、経営不振先の場合は不振原因の解消策およびその現実性もあわせて検証する。

また、事業のねらいをヒアリングするとともに、栽培管理能力があるか、労働力が確保できる

か、収支計画の達成見込みや機械等の導入に係る借入金の償還財源を確保できるか等について十分精査する。さらに、融資事例等と比較して事業費単価の妥当性を検証する。特に農地を取得する場合、価格が近隣の売買事例とかけ離れる等、採算性に疑問がある場合は取得理由や妥当性を検証する。

### (3) 技術水準

単収や販売単価の推移に大きな変動がないかを確認するとともに、地域の平均単収、類似の経営体とも比較する。低下傾向にあったり、近隣と比べて低い場合は、原因を調査する。有機・低農薬・低化学肥料栽培に取り組んでいる場合には、周辺環境からみて栽培適地か（近隣の水田が慣行農法を行っている場合はトラブルになりやすい）、技術力・労働力からみて安定的な生産を行えるか、注意して審査する必要がある。

### (4) 販路や販売代金の回収、資金繰り

農協を通じて出荷する場合、出来秋には概算金による一定程度の安定収入がある反面、金額は価格下落を見込んで低く算定されること、最終精算は翌年以降にずれ込むことから、出来秋の収入は低くなる場合が多い。一方、生産に要した経費の決済や借入金返済は出来秋以降に行うケースが多いことから、販売代金の入金状況および経費・借入金等の支払状況について確認し、未払金の決済や営農貸越の返済が進まず、これらの残高が長期にわたって固定化している場合は、その原因や解消見込みについて確認する。

また、卸売業者のなかには経営が悪化した業者もいるため、取引先の信用状況や米が売れ残りリスクについて留意する。

### (5) 地域との関係、稲作以外の収支等

水稲は農地の確保や水利用など、地域と切り離せない経営形態である。このため、集落内で担い手として位置づけられているかや、地域の他の経営者との関係を確認する必要がある。

また、稲作経営では肉用牛飼育やきのこと栽培などと複合経営を行っている場合も多く、稲作部門以外の収支についても確認する必要がある。さらに、農業外の住宅ローンや自動車ローンといった負債が多いケースもあるため、それらの状況を確認し、経営全体として審査する必要がある。

## V 財務諸表の見方

### (1) 経営収支

図表9、10に、日本政策金融公庫を利用している北海道・都府県の個人経営における経営収支を示した。米価に変動はあるものの、経営安定所得対策もあり、農業所得は安定している。また、作付規模が大きいほど作業の効率化が図られ、売上げに占める営業費用の割合は低下するため、所得率は上昇する。

### (2) 財務指標

図表11に、日本政策金融公庫を利用している法人経営における財務指標を示した。個人経営と同様に、近年は利益率も上昇傾向にある。また、流動比率は260%前後で、自己資本比率は23%前後で推移している。

## VI 経営支援の勘所

### 1 経営改善・収益向上のポイント

経営規模、設備の保有状況、販売先や販売単価などの経営実態を把握し、経営規模に見合った収支状況となっているか、収益性が伴っているのかを確認する。

投資計画が現在の技術力・労働力などからみて過大ではないか、実現可能性を確認する。特に規模拡大の場合は、①借地や作業受託面積を確保できるか、②経営者に拡大後の規模に対する栽培管理能力があるか、また労働力が確保できるか、③収支計画の達成見込みや機械等の導入に係る借入金の償還財源を確保できるか等について精査する。

単収（10a当りの収量）および販売単価の推移に大きな変動がないかを確認するとともに、地域の平均単収、類似の経営体と比較する。

水稲経営は地域と切り離せない経営形態のため、地元の集落での位置づけや地域の他の経営者との関係を確認する。2018年産より米の生産数量目標は廃止されたが、地域によっては独自の目標をとっている場合や、飼料用米などの主食用以外の米を中心に栽培している場合がある。

稲作は国の政策の影響を強く受ける業種であることから今後の政策動向を注視するとともに、経営者との対話を通じて政策に対する考え方や経営

図表9 稲作（個人・北海道）の経営収支

	2019年	20	21					
				7ha未満	7～10ha	10～15	15～20	20ha以上
サンプル数（戸）	54	54	54	—	6	11	18	17
水稲作付面積（a）	1,679.5	1,732.5	1,724.2	—	860.0	1,235.5	1,697.3	2,497.3
売上高（千円）	34,908	37,391	36,491	—	27,630	31,905	37,370	42,842
営業費用（千円）	25,559	26,553	27,275	—	21,162	23,911	27,325	32,180
材料費（千円）	8,756	9,174	9,590	—	7,765	8,189	10,247	10,798
労務費・人件費（千円）	782	840	855	—	910	357	1,196	883
燃料動力費（千円）	1,246	1,295	1,545	—	989	1,306	1,594	1,950
賃借料・リース料（千円）	1,796	2,422	2,351	—	539	2,293	2,494	2,581
減価償却費（千円）	5,048	5,216	5,751	—	4,423	5,787	5,073	7,304
その他（千円）	6,862	6,176	5,899	—	5,627	4,574	5,909	6,988
営業利益（千円）	9,349	10,838	9,216	—	6,468	7,994	10,044	10,662
営業外損益（千円）	△236	60	△247	—	△271	△189	△225	△327
農家所得（専従者給与控除前）（千円）	9,114	10,898	8,969	—	6,197	7,805	9,820	10,335
所得率（％）	26.1	29.1	24.6	—	22.4	24.5	26.3	24.1

(資料) 日本政策金融公庫 農林水産事業「令和3年農業経営動向分析結果」(ウェブサイト)

図表10 稲作（個人・都府県）の経営収支

	2019年	20	21						
				7ha未満	7～10ha	10～15	15～20	20～30	30ha以上
サンプル数（戸）	863	863	863	111	105	176	163	188	120
水稲作付面積（a）	1,623.2	1,708.3	1,773.7	454.5	842.0	1,243.2	1,723.8	2,357.4	3,740.4
売上高（千円）	28,978	30,039	29,581	10,185	16,613	21,765	29,543	39,921	54,188
営業費用（千円）	21,269	22,164	22,861	8,574	13,933	17,007	22,238	30,499	41,357
材料費（千円）	7,074	7,530	7,785	3,003	5,157	5,876	7,742	10,009	13,879
労務費・人件費（千円）	1,223	1,324	1,388	266	588	704	1,089	1,947	3,662
燃料動力費（千円）	1,433	1,445	1,556	639	920	1,251	1,553	2,018	2,688
賃借料・リース料（千円）	2,229	2,209	2,095	673	1,151	1,527	1,857	2,815	4,264
減価償却費（千円）	4,453	4,615	4,771	2,017	3,205	3,752	4,697	6,112	8,187
その他（千円）	4,109	4,187	4,232	1,642	2,537	3,219	4,234	6,111	6,652
営業利益（千円）	7,709	7,875	6,720	1,611	2,680	4,758	7,305	9,422	12,831
営業外損益（千円）	△110	△77	△88	71	△28	△119	△150	△152	△60
農家所得（専従者給与控除前）（千円）	7,599	7,798	6,632	1,681	2,652	4,639	7,155	9,270	12,771
所得率（％）	26.2	26.0	22.4	16.5	16.0	21.3	24.2	23.2	23.6

(資料) 日本政策金融公庫 農林水産事業「令和3年農業経営動向分析結果」(ウェブサイト)

図表11 稲作（法人）の財務指標

	2019年	20	21	経常黒字
総資本経常利益率（％）	7.5	7.2	4.1	10.4
総資本回転率（回）	0.9	0.8	0.8	0.7
売上高経常利益率（％）	8.9	8.8	5.5	14.0
売上高キャッシュフロー比率（％）	14.4	15.8	14.8	18.6
売上高借入金残高比率（％）	58.5	61.4	70.2	61.4
流動比率（％）	261.6	269.9	263.4	353.0
自己資本比率（％）	22.6	23.5	23.1	29.4

(資料) 日本政策金融公庫 農林水産事業「令和3年農業経営動向分析結果」(ウェブサイト)

の方向性を確認する。

## 2 取引推進上のポイント

### (1) 既取引先の取引深耕

稲作経営を取り巻く環境や政策は近年、大きく変化してきている。現在の経営環境や政策、今後の経営の見通しなどについて経営者がどう考えているかを確認し、経営環境の変化に対する柔軟性を検証することは、取引を継続・拡大するうえで大切である。

### (2) 新規取引先開拓

建設会社等が稲作農業に参入するケースも増えてきているが、水稲経営は農地の確保や水利用など、地域と切り離せない経営形態のため、市町

村、農協、普及センター等と接触を図り、参入者が地域や集落からみてどのような存在か、地域農業の担い手として受け入れられているか、確認しておくことが大切である。

## VII 関連法規制・制度融資等

### 1 関連法規制

- ① 主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律……米の流通販売
- ② 農地法……農地の権利移動
- ③ 農業経営基盤強化促進法……経営体の育成、農地の利用集積、認定農業者
- ④ 農業保険法……収入保険制度（自然災害や価格低下等による収入減少を補填）や農業共済制度などに関する法律
- ⑤ 持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律……エコファーマーの認定
- ⑥ 農林物資の規格化等に関する法律……有機農産物の認定・表示
- ⑦ 米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律……米穀等のトレーサビリティ

### 2 制度融資等

#### (1) 農業近代化資金

農協等の民間金融機関が融資する中・長期資金（機械、施設、長期運転資金）、償還期限：資金使途に応じ7～20年以内

#### (2) 日本政策金融公庫資金

日本政策金融公庫が融資する長期資金（農地、機械、施設、長期運転資金）

- ① スーパーL資金……認定農業者向けの設備資金・長期運転資金、償還期限：25年以内
- ② 農林漁業セーフティネット資金……災害や経営環境の変化等に対する長期運転資金、償還期限：15年以内
- ③ 青年等就農資金……認定新規就農者向けの設備資金・長期運転資金、償還期限：17年以内

電話 03-6271-8111

#### 📍 全国農業協同組合中央会（JA全中）

〒100-6837 東京都千代田区大手町1-3-1（JAビル）

電話 03-6665-6000

#### 📍 （公社）米穀安定供給確保支援機構（米穀機構）

〒103-0001 東京都中央区日本橋小伝馬町15-15（食糧会館）

電話 03-4334-2150

#### 📍 （一財）日本穀物検定協会

〒103-0026 東京都中央区日本橋兜町15-6（製粉会館3F）

電話 03-3668-0911

#### 📍 全国米穀販売事業共済協同組合（全米販）

〒103-0001 東京都中央区日本橋小伝馬町15-15（食糧会館）

電話 03-4334-2100

#### 📍 全国主食集荷協同組合連合会（全集連）

〒103-0013 東京都中央区日本橋人形町1-9-2（富士ビル5F）

電話 03-3664-2105

## VIII 業界団体

#### 📍 全国農業協同組合連合会（JA全農）

〒100-6832 東京都千代田区大手町1-3-1（JAビル）